

函館市臨海研究所研究室使用資格審査委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、函館市臨海研究所条例施行規則（平成18年函館市規則第114号）第8条の規定に基づき、函館市臨海研究所研究室使用資格審査委員会（以下「委員会」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

(審査の原則)

第2条 函館市臨海研究所条例（平成18年函館市条例第61号）第6条第2項の規定に基づき、函館市長から研究室の使用の許可に係る諮問があった場合は、委員会は、当該研究室を使用しようとする者が提出した研究計画書等をもとに審査を行うものとする。

(説明および書類の提出)

第3条 委員会は、必要に応じ、申請者および市の関係職員等に研究計画書の内容について説明させ、関係資料の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

第4条 委員会の会議は、非公開とする。

(秘密の保持)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議録の作成)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 委員会の開催日時、場所および議題
- (2) 出席した委員等の氏名
- (3) 議事の概要
- (4) その他委員長が必要と認める事項

附 則

この要領は、平成19年1月10日から施行する。